



福岡医発第791号(地)
平成23年 6月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

都道府県がん対策推進事業の実施および
がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局長より都道府県知事宛通知がなされ、日本医師会を通じて別添のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

標記事業につきましては、「都道府県がん対策推進事業実施要綱」並びに「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」により行われているところですが、今般、別添の新旧対照表のとおり実施要綱の一部が改正され、平成23年4月1日より適用されたものです。また、がん検診推進事業Q&Aが作成され、各都道府県宛メール配信されております。

なお、

- 1) 都道府県がん対策推進事業については、がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業が追加されております。
- 2) がん診療連携拠点病院機能強化事業については、がん診療施設情報ネットワークシステム及び病理医養成等事業に関する項目が追加されております。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

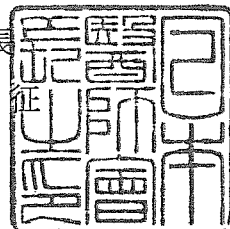
日医発第201号（地Ⅲ60）

平成23年6月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中 勝



都道府県がん対策推進事業の実施および
がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛通知がなされ、
本会に対しては震災対応の影響により今般別添のとおり情報提供がありました。

また、がん検診推進事業Q&Aが作成され、各都道府県宛メール配信されました。

都道府県がん対策推進事業については、「都道府県がん対策推進事業実施要綱」が
一部改正され、がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業が追加されてお
ります。

がん診療連携拠点病院機能強化事業については、「がん診療連携拠点病院機能強化
事業実施要綱」が一部改正され、がん診療施設情報ネットワークシステム及び病理
医養成等事業に関する項目が追加されております。

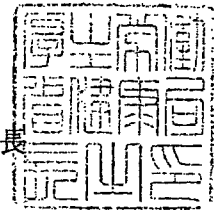
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡
市区医師会、関係医療機関等に対する周知協力方、ご高配のほどよろしくお願い申
し上げます。



健発0329第11号
平成23年3月29日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



都道府県がん対策推進事業の実施について

標記について、別紙「都道府県がん対策推進事業実施要綱」により行うこととし、別添写しのとおり各都道府県知事に対し通知したので、参考としてお知らせします。





健発0329第11号
平成23年3月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

都道府県がん対策推進事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成21年4月1日健発第0401015号本職通知「都道府県がん対策重点推進事業の実施について」の別紙「都道府県がん対策重点推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という）により行われているところであるが、別添の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を積極的に活用し、都道府県がん対策推進計画の更なる推進を図られたい。

なお、本通知は、平成23年4月1日から適用する。

(別紙)

都道府県がん対策推進事業実施要綱

1 目的

がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県は、「がん対策基本法」第11条に基づき、「都道府県がん対策推進計画」(以下「推進計画」という。)の策定が義務づけられており、同法第12条から第18条において、がんの予防の推進など必要な施策を講ずるものとされているところである。

本事業は、都道府県が策定した推進計画等に基づき、地域の実情等を反映させた各種施策を着実に実施することにより、がん対策を更に推進することを目的とする。

2 実施主体

都道府県

3 事業内容

都道府県が策定した推進計画の各種目標等の実現・達成のために実施する事業(都道府県が他の機関に委託して実施する場合を含む。)とする。

- (1) がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業
- (2) 医療提供体制等の強化に資する事業
- (3) がん検診実施体制等の強化に資する事業
- (4) 効果的ながん情報の提供に資する事業
- (5) がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

改 正 後	改 正 前
都道府県がん対策推進事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業内容 都道府県が策定した推進計画の各種目標等の実現・達成のために実施する事業（都道府県が他の機関に委託して実施する場合を含む。）とする。 (1) がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業 (2) 医療提供体制等の強化に資する事業 (3) がん検診実施体制等の強化に資する事業 (4) 効果的ながん情報の提供に資する事業 (5) <u>がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業</u> 4 経費の負担 (略)	都道府県がん対策<u>重点</u>推進事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業内容 都道府県が策定した推進計画の各種目標等の実現・達成のために実施する事業（都道府県が他の機関に委託して実施する場合を含む。）とする。 (1) がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業 (2) 医療提供体制等の強化に資する事業 (3) がん検診実施体制等の強化に資する事業 (4) 効果的ながん情報の提供に資する事業 4 経費の負担 (略)



健発0329第12号
平成23年3月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成18年9月7日健発第0907001号本職通知「がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施について」の別紙「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」（以下「実施要綱」という）により行われているところであるが、別添の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を活用し、積極的な取組が図られるよう、貴管内のがん診療連携拠点病院に対する周知をお願いします。

なお、本通知は、平成23年4月1日から適用する。



健発0329第12号
平成23年3月29日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施について

標記について、別添「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」により行うこととし、別添写しのとおり各都道府県知事に対し通知したので、参考としてお知らせします。



(別添)

がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱

1 目的

本事業は、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日健発第0301001号健康局長通知）の別添「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下「整備指針」という。）に基づき厚生労働大臣が指定した医療機関（以下「がん診療連携拠点病院」という。）において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

2 実施主体

がん診療連携拠点病院

3 事業の内容

(1) がん医療従事者研修事業

がんの化学療法や放射線療法の専門医の不足が指摘されており、また、チーム医療による対応の必要性が増していることから、がん診療連携拠点病院において、主にごんの化学療法や放射線療法の専門的な医師やがん医療を支えるコメディカルスタッフを養成するための効果的かつ効率的な研修を行う。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

(ア) 地域がん診療連携拠点病院等のがん医療の中心となる医師を対象とした化学療法、放射線療法等に関する研修

(イ) 地域がん診療連携拠点病院等のコメディカルスタッフ（診療放射線技師、臨床検査技師、がん登録実務者等）を対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修

(ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス

イ 地域がん診療連携拠点病院

(ア) 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期診断、緩和ケア等に関する研修

(イ) 地域の医療機関のコメディカルスタッフ（診療放射線技師、臨床検査技師等）を対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修

(ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス

(2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院に「都道府県がん診療連携協議会」を設置する。

また、各医療機関の要請に応じて、がんの専門医を派遣するなどの診療支援を行うとともに、研修に参加しやすい環境を整備するため、専門医等の養成研修期間中の代診医等を確保する。

さらに、がん診療情報ネットワークシステムを独立行政法人国立がん研究センターのシステムと接続し、多地点テレビ会議システムによるメディカルカンファレンス等を行うことにより、全国の研究・診療レベルの施設間及び地域間格差の是正を図る。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

- (ア) 全国がん診療連携拠点病院連絡協議会への出席
- (イ) 都道府県がん診療連携協議会の設置・運営
- (ウ) 地域がん診療連携拠点病院等に対する医師の派遣等による診療支援
- (エ) 国立がんセンター等において実施されるがん医療指導者養成研修等への所属職員の派遣
- (オ) 上記(エ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用
- (カ) がん診療施設情報ネットワークシステムの運営管理

イ 地域がん診療連携拠点病院

- (ア) 都道府県がん診療連携協議会への出席
- (イ) 地域の医療機関に対する共同診療計画の作成等による支援
- (ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院等において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣
- (エ) 上記(ウ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用
- (オ) がん診療施設情報ネットワークシステムの運営管理

(3) 院内がん登録促進事業

地域や全国レベルでの正確ながんの罹患率等を把握するため、がん診療連携拠点病院において、標準登録様式（がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式について（平成18年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知））に基づく院内がん登録（がん患者の診断・治療内容等のデータ登録）を実施する。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

- (ア) 院内がん登録の実施（登録データの集計・分析を含む。）
- (イ) 精度の高いがん登録を実施するための、都道府県内におけるがん診療連

携拠点病院等に対する精度管理指導等の実施

イ 地域がん診療連携拠点病院

院内がん登録の実施（登録データの集計・分析を含む。）

（４）がん相談支援事業

院内外のがん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、相談支援センターにおいて、電話、面談等による、がん患者の療養上の相談、地域の医療機関やセカンドオピニオン医師の紹介等を実施する。また、地域の医療機関等からの相談等に対応する。

（５）普及啓発・情報提供事業

がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がんに関する各種情報の収集・提供及び小冊子やリーフレット等の作成・配布を行う。

（６）病理医養成等事業

病理診断などの専門医師が不足している現状から、病理診断業務の軽減及び若手医師を専門医師として養成することが急務であるため、日本病理学会認定施設において、専門病理医の養成及び病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の確保などを実施する。

ア 病理専門医を養成するための病理医の雇用

イ 病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の雇用

ウ 若手医師対象とした病理に関心を持たせるための研修等

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

改 正 後	改 正 前
(別添) がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業の内容 (1) がん医療従事者研修事業 (略) (2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業 がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院に「都道府県がん診療連携協議会」を設置する。 また、各医療機関の要請に応じて、がんの専門医を派遣するなどの診療支援を行うとともに、研修に参加しやすい環境を整備するため、専門医等の養成研修期間中の代診医等を確保する。 <u>さらに、がん診療情報ネットワークシステムを独立行政法人国立がん研究センターのシステムと接続し、多地点テレビ会議システムによるメディカルカンファレンス等を行うことにより、全国の研究・診療レベルの施設間及び地域間格差の是正を図る。</u> ア 都道府県がん診療連携拠点病院 (ア) 全国がん診療連携拠点病院連絡協議会への出席 (イ) 都道府県がん診療連携協議会の設置・運営 (ウ) 地域がん診療連携拠点病院等に対する医師の派遣等による診療支援 (エ) 国立がんセンター等において実施されるがん医療指導者養成研修等への所属職員の派遣 (オ) 上記(エ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用 <u>(カ) がん診療施設情報ネットワークシステムの運営管理</u>	(別添) がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業の内容 (1) がん医療従事者研修事業 (略) (2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業 がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院に「都道府県がん診療連携協議会」を設置する。 また、各医療機関の要請に応じて、がんの専門医を派遣するなどの診療支援を行うとともに、研修に参加しやすい環境を整備するため、専門医等の養成研修期間中の代診医等を確保する。 ア 都道府県がん診療連携拠点病院 (ア) 全国がん診療連携拠点病院連絡協議会への出席 (イ) 都道府県がん診療連携協議会の設置・運営 (ウ) 地域がん診療連携拠点病院等に対する医師の派遣等による診療支援 (エ) 国立がんセンター等において実施されるがん医療指導者養成研修等への所属職員の派遣 (オ) 上記(エ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用

改 正 後	改 正 前
イ 地域がん診療連携拠点病院 (ア) 都道府県がん診療連携協議会への出席 (イ) 地域の医療機関に対する共同診療計画の作成等による支援 (ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院等において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣 (エ) 上記(ウ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用 <u>(オ) がん診療施設情報ネットワークシステムの運営管理</u> (3) 院内がん登録促進事業 (略) (4) がん相談支援事業 (略) (5) 普及啓発・情報提供事業 (略) <u>(6) 病理医養成等事業</u> <u>病理診断などの専門医師が不足している現状から、病理診断業務の軽減及び若手医師を専門医師として養成することが急務であるため、日本病理学会認定施設において、専門病理医の養成及び病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の確保などを実施する。</u> <u>ア 病理専門医を養成するための病理医の雇用</u> <u>イ 病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の雇用</u> <u>ウ 若手医師対象とした病理に関心を持たせるための研修等</u> 4 経費の負担 (略)	イ 地域がん診療連携拠点病院 (ア) 都道府県がん診療連携協議会への出席 (イ) 地域の医療機関に対する共同診療計画の作成等による支援 (ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院等において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣 (エ) 上記(ウ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用 (3) 院内がん登録促進事業 (略) (4) がん相談支援事業 (略) (5) 普及啓発・情報提供事業 (略) 4 経費の負担 (略)

がん検診推進事業Q&A

〔総論〕

	Q	A
1	がん検診推進事業の目的及び効果は何ですか。	がんはわが国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間30万人を超える状況です。しかし診断と治療の進歩により、一部のがんでは早期発見、早期治療が可能となってきております。がんによる死亡者を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であることに鑑み、従来、地方交付税措置されているがん検診事業に加え、受診勧奨事業方策の一つとして、がん検診推進事業を実施することとしたところです。 本事業を行うことにより、がん検診受診率の向上が図られる場合は、もってがん死亡率の減少に資するものと考えています。
2	当事業でがん検診の受診率がどの位向上すると試算されているのか。	例えば、平成21年度の女性特有のがん検診推進事業については、子宮がん及び乳がんの検診受診率が、いずれも1.6%上昇している(平成21年度地域保健・健康増進事業報告)が、平成23年度がん検診推進事業については、 ・無料クーポン券未利用者について受診勧奨(リコール)を行っていただく予定としており、無料クーポン券利用割合が平成21年度の女性特有のがん検診推進事業よりも増加する可能性があること、(平成21年度女性特有のがん検診推進事業の無料クーポン券の利用割合は、約20%) ・平成21年度女性特有のがん検診推進事業は、補正予算成立後の年度途中に開始された事業である一方、平成23年度がん検診推進事業は年度当初から行われる事業であること 等により、正確な試算は難しいものの、平成21年度の女性特有のがん検診推進事業以上の効果が期待されるものと考えています。
3	施行日はいつになりますか。	平成23年4月1日から市区町村が行うがん検診について、本事業の対象とします。
4	事業の実施は全国一律一斉開始となりますか、市区町村の状況により異なっても差し支えありませんか。	がん検診対象者の人数、がん検診実施機関との調整、各市区町村の事情によって準備期間が想定されるため、各市区町村によって事業の開始日は異なっても差し支えありません。また各市区町村において、がん検診実施機関における受入可能人数を考慮し、無料クーポン券を数回に分けて交付することも可能です。
5	検診対象者の調査については、具体的にどういった調査内容、対象把握を考えているのですか。	検診対象者の調査とは、住民基本台帳をもとに、国で示す対象年齢の方を検診対象者として、がん検診台帳に整理することです。
6	がん検診台帳に必要な項目は何ですか。	検診対象者ごとに、氏名、年齢、住所、無料クーポン券の発券番号、がん検診受診の有無のほか、各市区町村において必要な情報を記載できるようがん検診台帳の整備をお願いします。
7	がん検診台帳を作成するにあたり、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。	がん検診は市区町村の自治事務であり、当該事務に住民基本台帳を活用することができる根拠は、住民基本台帳法第1条となります。
8	基準日はいつになりますか。	平成23年4月20日を基準日とする予定です。基準日時点でがん検診台帳を整理してください。
9	基準日は何のために必要ですか。	検診手帳及び無料クーポン券は、市区町村における事務負担の軽減を図るため、昨年度のがん検診の受診の有無、職域での受診の有無といった要素を考慮せず、対象年齢の方に一律に送付していただくこととしております。 各市区町村により、検診手帳等の配布時期が異なることから、全国一律の基準日を設け、その基準日時点で管内に在住していた対象者に送付いただくことにより、対象者への配布漏れを防ぐことができると考えております。

〔総論〕

	Q	A
10	台帳整備後に対象者の転入・転出があった場合の取り扱いはどうなるのですか。	本事業の基準日は、平成23年4月20日とし、その基準日において、がん検診台帳を整理していただくこととしています。 がん検診台帳を整理した時点の検診対象者に対して、検診手帳及び無料クーポン券を配布してください。 このため、原則として、基準日以降の転入・転出者については、基準日時点の市区町村から配布をお願いします。ただし、市区町村間との連携により、転出後の市区町村で対応できる場合は、この限りではありません。 また、転入者に対しては、新たに当該市区町村で発行した無料クーポン券を配布する必要があることから、無料クーポン券の発行や当該市区町村で検診可能な医療機関リストの配布など、必要となる対応をお願いします。
11	施行日から基準日の間に、がん検診を受診し、転出された方ががん検診台帳は転出前・後のどちらで整理するのですか。	施行日から基準日の間にがん検診を受診し、基準日前に転出された方については、がん検診を受診された市区町村で台帳整理するとともに、補助金の申請も行うようにしてください。 なお、転出先の市区町村に対して、既を受診している旨、お知らせするなど、市区町村間の連携にご協力ください。 また、受診案内には、「平成23年4月1日から4月20日までの間に市区町村が実施するがん検診を受診され、別の市区町村に転居された方は、無料クーポン券の取り扱いについては、受診された市区町村にお問い合わせ下さい。」といったお知らせを付すなど、わかりやすい広報をお願いいたします。
12	健康増進法に基づく健康増進事業として市区町村が行っているがん検診とは別事業と考えてよろしいか。	本事業は、健康増進法に基づく市区町村が行うがん検診のうち、一定の年齢に達した女性に対して行う事業ですので、別事業ということではありません。
13	昨年度受診し、本事業により今年度も受診した者について、来年度の受診はどのように扱えばよろしいでしょうか。	乳がん検診及び子宮頸がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)に定めるとおり、原則として同一人について2年に1回行うものとし、前年度受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行うこととしています。大腸がん検診については、同指針において、原則として同一人について年1回行うものとしていますので、来年度の受診も通常どおり扱ってください。
14	マンモグラフィーの出来る医療機関が少ない地区はどのように対応すればよいですか。また、検診機関については、近隣自治体と既に連携しているが、検診機関のキャパシティは新たな受診者を受け入れる余裕はありません。受入可能な検診機関を紹介してもらえるのですか。また、都道府県単位など、広域で実施検診機関を統一して決定した方が利便性が確保されると考えますが、そのような体制を検討してもらえるのですか。	市区町村において、受入可能ながん検診実施機関の受診可能人数を考慮し、無料クーポン券の配布に時差をつけることや近隣市町村等との連携により、受入体制を最大限活用できるような配慮をお願いします。 また、近隣市町村や県域を越えた連携については、都道府県や対象市町村において、お互いに委託できるがん検診実施機関の紹介を行うなどの協力をお願いします。
15	県域を越えた職場の市区町村との連携とは、どのように行うのですか。	管内のがん検診実施機関において、他の市区町村に居住する検診対象者についても、本事業により、がん検診を受診できるよう配慮するとともに、検診結果については、がん検診実施機関から検診対象者の居住地の市区町村に送付するような仕組みを構築し、がん検診受診に係る利便性を向上させるようお願いいたします。 また、市区町村において地域の実情に応じて最大限使用できるがん検診実施機関の範囲を広げるようお願いするとともに、がん検診実施機関の選定にあたっては、県や近隣市区町村などに対し、委託契約しているがん検診実施機関の照会を行い実施するようお願いいたします。
16	検診の内容に定めはありますか。市区町村で行っている検診と同じでよいのですか。(国の指針以外の検査方法への対応)	検診内容は、原則として「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診実施指針」という。)に基づくことになります。

〔総論〕

	Q	A
17	各医師会や検診機関への協力依頼、周知等を行うのですか。行う場合は国や都道府県はどう関与してくのですか。	当該事業が円滑に進むよう、関係団体等に対して、国として協力を要請していくこととしています。
18	当市では、隔年(2年に1回)で検診を実施しています。そのため、44歳で受診した人は45歳では受診ができません。この方にも本事業を実施するのですか。自治体で定めた基準と合わない部分はどのようにするのですか。施策のための、住民への周知が複雑になります。	今回の事業は既存のがん検診事業に加えて、受診勧奨事業の一環として取り扱われるものであり、昨年受診した方でも対象年齢の方には、検診手帳を配布してください。なお、無料クーポン券については、併せて配布していただいても構いませんが、受診案内により医学的な観点から受診間隔は2年に1回が推奨されていることを明確にお知らせする必要があります。
19	医師会所属の医療機関ならば調整できる可能性はあるが、その他の医療機関とは調整ができないため検診費用の支払いが難しい。(契約無しでは支払いができないのでたった1件の為にいちいち契約を結ばなくてはならなくなるので不可能)	各市区町村における検診対象者数を勘案し、検診対象者の利便性を十分考慮し、検診実施機関との契約をお願いします。
20	子宮頸がん及び乳がん検診のみ実施又は大腸がん検診のみ実施でもよろしいですか。	子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診のいずれかを選択して実施することは差し支えありませんが、これまで受診する機会のなかった方々に、がん検診の重要性等について理解を促進し、今後の定期的かつ継続的な受診を促すためにも、当該補助事業を積極的に活用していただきたいと考えております。
21	事業を実施しなくてもよろしいですか。	これまで受診する機会のなかった方々に、がん検診の重要性等について理解を促進し、今後の定期的かつ継続的な受診を促す必要があることや、昨年度、事業の対象とならなかった年齢の方に対し、検診の機会を平等に設けるためにも、継続して実施する必要があるため、予算計上しているところですので、各市区町村におかれましても、当該補助事業を積極的に活用していただきたいと考えております。
22	受診期間について、平成22年度までの女性特有のがん検診推進事業のように6か月以上等、目安とすべき期間はありますか。それとも、6か月程度の受診期間を設けないと補助対象外となりますか。	受診期間については、検診対象者が受診する機会が多くなるように、地域の実情にあった期間を設けるように配慮願います。なお期間は、平成22年度までの女性特有のがん検診推進事業と同程度を設けていただければ幸いです。期間が短くなくても補助の対象とします。
23	検査キットの受け取り、検査キットの提出、問診、検査結果の説明は、いずれも本人が出向かなければならないか。	検査キットの受け取り、検査キットの提出は代理人でも可能です。問診は本人と医師との対面で行われるようお願いいたします。なお、検査の結果、精密検査等が必要な場合は本人に検査結果を伝え、医療機関等に受診するよう指導をお願いします。
24	問診の項目は、統一のものが示されるのですか。各市町村で従来どおりの形を使用してもよいでしょうか。	問診票については、市区町村及び医療機関で使われているものを使用しても差し支えありません。
25	大腸がん検診について、検査キットの仕様は指定されないとのことですが、検査自体の判定基準については指定されますか。	検診の判定基準について示す予定はありません。
26	実施要綱にある「未受診者への再度の受診勧奨を郵送などで行うとともに、未受診理由を把握するよう努めること」とは、実施期間途中で受診状況を把握し、受診勧奨及び職場で受診済みかどうかなどのアンケートの実施が必要との意味でよいですか。また、その結果について、何らかの形で厚生労働省に報告する必要がありますか。	未受診理由の把握方法は自治体、地域ごとに実情に合わせて決めていただいて結構です。なお、収集した未受診理由については、必要に応じて厚生労働省に報告していただくことがあります。
27	キットの受け取りから結果説明までにかかる受診期間は、翌年度にまたがっても差し支えないでしょうか。	検診は結果説明まで含めて年度内に終了してください。キットの受け取り以降、一連の検診が翌年度にかかる場合は補助対象外とします。

〔総論〕

	Q	A
28	要綱では、事業の実施にあたり、相談員を配置するなど体制を整備するようとの記載がありますが、「相談員」とはどのような方を指すのですか。	受診対象者からの質問に答える窓口（電話等）で対応することです。
29	冬季であれば郵送回収も実施可能であるかと考えていますが、本当に郵送回収を実施してもよいのでしょうか。	すでに郵送回収を行っている自治体及び新たに郵送回収を検討されている自治体も含めて、郵送による検査精度に問題がないか確認の上、自治体の判断をお願いします。
30	大腸がん検診において、検体の回収方法を「郵送」とした場合、大量の便が郵便のルートに乗ることになりますが、厚生労働省から日本郵便への情報提供はされているのでしょうか。また、区市町村がその方法により実施される場合は管内郵便局に情報提供すべきでしょうか。	「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号）の中では、検体の郵送回収は原則として行わないものとしているので、厚生労働省として日本郵便に対する情報提供はしておりません。今後、郵送回収を始めることとする区市町村については、各自治体毎に管内の郵便業者等と調整してください。

がん検診推進事業Q&A

〔検診対象者〕

	Q	A
1	検診対象者の年齢の基準日はいつですか。	別表1の通り
2	既に検診を受診した者は事業の対象になるのですか。	検診手帳及び無料クーポン券の配布については、既にがん検診を受診したかを問わず、上記年齢の方を対象に配布してください。 平成23年4月1日以降、検診対象者に無料クーポン券が届く前に、市区町村が行うがん検診を受診された方の自己負担額については、無料クーポン券と領収書などにより、償還払いが可能であり、この場合市区町村負担分についても、補助対象となります。
3	本事業の施行日からクーポン券の発送までに検診を受診した者は事業の対象となるのですか。	事業の対象となります。この場合は、無料クーポン券と検診機関からの領収書を確認し、直接、本人の口座に自己負担分を返還してください。 なお、検診時において、本事業の対象者であることが、証明書などによる確認で明らかな場合は、窓口で自己負担分を徴収せず、後日、検診手帳のみを配布することも可能です。
4	基準日後に転出した検診対象者の受診先及び請求先はどうなるのか。	基準日後に転出した検診対象者のうち、がん検診を未受診の方については、転出先の市区町村に受診可能な検診機関を確認し、受診していただくことになります。この場合、検診機関からの請求は、契約を結んでいる転出先の市区町村になります。また、補助金の申請も転出先の市区町村からとなります。
5	対象年齢として掲げられている年齢をすべて実施しなければならないか。	対象年齢者全ての方に実施をお願いします。
6	本事業で受診した者は、健康増進事業に基づく市区町村のがん検診事業の受診者としてカウントし、例年の事業報告に加えることができるのですか。	受診者として計上してください。
7	外国人は対象となりますか。	本事業は健康増進法に基づく市区町村が行うがん検診のうち、一定の年齢に達した方に対して行う事業ですので、対象については、各市区町村が健康増進事業として実施されている方に変更ありません。
8	初受診者の掘り起こしのために、子宮頸がん検診も、45、50、55、60歳を追加してもよいですか。	補助対象とはなりません。市区町村独自の事業として、地方交付税の積極的な活用により実施をお願いします。
9	当自治体では、偶数年齢を対象としていますが、5歳刻みの奇数年齢で実施することになると、対象年齢の要件が住民にわかりづらくなります。検診対象を偶数年齢に出来ないでしょうか。(例として「45歳対象」を「44歳」にするなどはどうですか)	補助対象となる対象年齢については、変更できません。
10	職場で検診を行った場合、当該検診が国の指針に合致したものか判断できませんが、よろしいでしょうか。	本事業は、健康増進法に基づき、市区町村が行うがん検診が対象となります。
11	他の市区町村の住民の請求事務を行うことは可能ですか。	本事業において、無料クーポン券が使用できる検診機関とは、基本的には、当該市区町村が契約した検診機関となりますが、近隣の他の市区町村に所在する検診機関と積極的に契約していただき、対象者の利便性を図るよう配慮をお願いします。 なお、他の市区町村との合意があれば、管内検診機関との契約において、合意された他の市区町村が発行した無料クーポン券であっても、受診可能とするともに、その費用の請求は契約者である当該市区町村に行い、検診結果及び無料クーポン券の写しについては、受託者である検診機関から対象者の居住する市区町村に送付するような契約を行うことは可能と考えます。
12	対象とする年齢を市町村の実態にあわせ、偶数年齢(又は奇数年齢)で実施してもよいか。(2年に1度の検診を周知徹底していくため。)	今年度に事業の対象とならなかった年齢の女性に対して、検診機会を平等に設けるためにも、本事業の対象年齢を変更することは考えておりません。

〔検診対象者〕

	Q	A
13	「未受診者への受診勧奨」の補助対象となつていますが、再勧奨の未受診者とは具体的に誰を指すのですか。「申込みをしたが未受診だった者」、「精密検査未受診の者」等と対象を絞っての再勧奨でも補助の対象となりますか。	検診の未受診者であれば、再勧奨の対象としてよく、そのなかでも再勧奨する方を絞っても差し支えありませんが、なるべく全住民の方に公平に受診機会を与えることが望ましいです。また、精密検査の未受診者はすでに検診を受けている方ですので、精密検査の再勧奨は補助対象外です。
14	平成23年度の当事業で、無料検診の対象者となる方が、東日本大震災の影響で一時的に当市に避難されています。住民票の異動は行わない予定なのですが、帰宅がいつになるかもわからない状況です。 このようなケースについて、受入市のほうでクーポン券や手帳を配布し、受診費用も負担すべきでしょうか。	本事業は健康増進法に基づく健康増進事業として市区町村が行うがん検診のうち、節目年令の方々に対して行われるものです。 原則として、避難された方が住民票を置いている市区町村が検診を実施することにはなりますが、DV被害、里帰り出産等により、住民票が無い場合であっても、がん検診を実施している市区町村もあります。 この度の東日本大震災等により避難されているの方々についても、受け入れ先の市区町村において、対象年齢である方を整理し、当事業の無料検診の対象として差し支えありません。なお、実施された場合は国庫補助の対象となります。 受け入れ先となった市区町村のご判断により、被災した方々についても、できるだけ円滑に受診できる環境をお作りいただくよう、ご協力をお願いいたします。

【別表1】

(1)子宮頸がん

以下の年齢の女性が対象となります。

年 齢	生 年 月 日
20歳	平成 2 (1990)年4月2日～平成3(1991)年4月1日
25歳	昭和60(1985)年4月2日～昭和61(1986)年4月1日
30歳	昭和55(1980)年4月2日～昭和56(1981)年4月1日
35歳	昭和50(1975)年4月2日～昭和51(1976)年4月1日
40歳	昭和45(1970)年4月2日～昭和46(1971)年4月1日

(2)乳がん

以下の年齢の女性が対象となります。

年 齢	生 年 月 日
40歳	昭和45(1970)年4月2日～昭和46(1971)年4月1日
45歳	昭和40(1965)年4月2日～昭和41(1966)年4月1日
50歳	昭和35(1960)年4月2日～昭和36(1961)年4月1日
55歳	昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日
60歳	昭和25(1950)年4月2日～昭和26(1951)年4月1日

(3)大腸がん

以下の年齢の男性及び女性が対象となります。

年 齢	生 年 月 日
40歳	昭和45(1970)年4月2日～昭和46(1971)年4月1日
45歳	昭和40(1965)年4月2日～昭和41(1966)年4月1日
50歳	昭和35(1960)年4月2日～昭和36(1961)年4月1日
55歳	昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日
60歳	昭和25(1950)年4月2日～昭和26(1951)年4月1日

がん検診推進事業Q&A

〔検診手帳及び無料クーポン券〕

	Q	A
1	検診手帳と健康手帳は同じものですか。	40歳以上に配布する健康増進法に基づく健康手帳とは違います。本事業における検診手帳とは、一定年齢の女性にターゲットを絞って、がんについての正しい知識をわかりやすく記載し、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の必要性を検診対象者に認知していただき、受診行動へ促す内容を盛り込んだものです。
2	検診手帳やクーポン券に決まった様式はありますか。	子宮頸がん及び乳がん検診については、既に見本をお示しさせていただいているところですが、大腸がん検診分についても、見本を作成し、お示しする予定としています。
3	検診手帳は市区町村が作成するのですか。	国がお示しする見本を参考に、市区町村が作成するものです。なお、大腸がん検診の記載内容等については、今後、見本をお示しさせていただくことを予定しております。
4	検診手帳の大きさ、デザインは変更してもよいですか。	検診手帳については、国で作成した見本の内容を踏襲しつつ、大きさ、デザイン、記載内容について、市区町村の判断により変更しても差し支えありません。ただし、デザイン変更に要した費用は補助対象外となります。
5	クーポン券は示された様式でないとだめですか。内容を網羅していれば、独自のクーポン券にしても良いですか。	補助事業と単独事業とを区別するため、全国共通様式の無料クーポン券としてください。ただし、昨年度配布した無料クーポン券と混同しないよう年度を入れることや色を変えるなどの変更は結構です。
6	検診手帳及びクーポン券は必ず作成して配布しなくてはならないのか。	本事業は、検診手帳、無料クーポン券、受診案内を一括して送付するとともに、無料クーポン券によりがん検診を受診するために必要な費用を補助する事業です。このため、本事業を実施するにあたっては、検診手帳及び無料クーポン券は必ず作成して配布する必要があります。
7	クーポン券の有効期限はありますか。	有効期限は、地域の実情を踏まえ、各市区町村で設定してください。ただし、当該年度を超える期限は設定できませんので、ご注意ください。なお、無料クーポン券を発行した日から6ヶ月間程度検診期間を確保するなど、検診受診者の利便性等に配慮をお願いします。ただし、補助金の対象となるのは、本年度中に使用したものに限られますのでご注意ください。
8	既に市区町村でがん検診の受診券を送付している場合であっても、本事業におけるクーポン券を配布する必要があるのですか。	地方交付税によるがん検診と当該補助事業によるがん検診とを区別するため、全国共通様式の無料クーポン券としているため、既存の受診券ではなく、本事業の無料クーポン券を送付してください。
9	自己負担分の検診料を無料にするのに、なぜクーポン券にする必要があるのですか。個人通知で無料になる旨の文書でも充分受診勧奨になるのではないですか。	今回は、諸外国において検診率を引き上げる施策の一つとして、がんに係る正しい知識を理解し、啓発を促すような検診手帳と併せて無料クーポン券を配布する受診勧奨が行われており、受診率の向上に有用であったことから、我が国においても、目に見える形で検診対象者に配布し、受診へ行動を促すための事業を行うこととしたものです。
10	クーポン券は全国どこでも使用可能とするのですか。その支払は検診対象者の居住地とするのですか、検診機関の所在地とするのですか。	本事業における無料クーポン券の使用については、各市区町村が契約を締結した検診実施機関が対象となります。このため、検診対象者の利便性を図るため、1カ所でも多くの検診実施機関と契約を結んでいただくことをお願いします。
11	DV被害、里帰り出産後滞在中等で住民票と現住地、居地が違う場合に、本人から申し出があった場合は現住地、居地に送付可能ですか。また、現住地、居地付近の検診機関の受診は可能ですか。	双方とも補助対象として差し支えありません。各市区町村の判断でできる限り受診が円滑になるよう協力をお願いします。

〔検診手帳及び無料クーポン券〕

	Q	A
12	他の市区町村の検診機関であっても、契約すれば自分の市区町村で発行したクーポン券を使え、支払えるという理解でよいですか。	当該市区町村が発行した無料クーポン券で受診が可能となるよう契約すれば、他の市区町村の検診実施機関であっても、支払は可能と思われます。
13	市区町村の直営検診機関でがんが発見され、医療機関への受診履歴がわかる場合、「クーポン券及び検診手帳」を送付しないなど、市区町村で判断してよいですか。	各市区町村で判断していただいて結構です。
14	クーポン券には、市町村名に加え、市町の徽章又は公印をすり込む必要はありますか。	無料クーポン券の偽造防止の観点から、当該市区町村から発行されたものと分かるよう、必ず公印は付してください。徽章については、市区町村の判断にお任せします。
15	クーポン券のどこに公印を付せばよろしいですか。	無料クーポン券の見本の表面に市区町村名を記載する箇所がありますので、そちらを市区町村長名に変更し、公印を付してください。
16	クーポン券に公印を付すこととあるが、公印は市印でよいのか。また、公印の印影は縮小してもよいのか。その際、大きさに指定はあるのか。(〇mm×〇mm以上でなければならないなど)	当該市において、正式に発行したものであることがわかれば、市の公印規定等に基づき、市印でも市長印でも結構です。大きさについても、市の規定に基づく大きさに差し支えありません。
17	クーポン券の半券は誰が保管するのか。	市区町村と検診機関において、請求行為等の証拠書類として保管できるようにイメージして見本を作成しています。
18	基準日以降に転出した方のクーポンは転入先で再発行する必要があるか。	転入先でがん検診を受診する場合、転入先の検診機関で使用できる無料クーポン券に変更する必要がありますので、本人からの申し出により、転入先で再発行の手続きをお願いします。その際、転入先で受診可能な検診機関の一覧を併せて配布をお願いします。
19	例えば、転出手続きを4月19日(転出予定日4月19日)に行い、転入手続きを5月6日(転入日5月6日)に行った場合など、転出日と転入日が異なる日で処理をした場合、その間、住民基本台帳に記載されないことになり、この場合、4月20日の基準日において、どこの市区町村にも存在しないことになり、台帳整理及びクーポン券等の配布はどのようにすればよろしいか。	無料クーポン券等の配布については、検診対象者の転入・転出があることから、市区町村の事務負担の軽減を図るため、全国同一日を基準日として、その日に住民基本台帳に登録されている検診対象者に無料クーポン券等の配布を行うこととしていただいております。このため、基準日である4月20日に住民基本台帳に登録された対象者について、がん検診台帳に記載の上、無料クーポン券等の配布をお願いします。※上記事例では、転入先の市区町村の住民基本台帳に登録されるかと思われます。なお、本事業の対象者は一定の年齢に達した方であることから、本来対象年齢であるにもかかわらず、無料クーポン券等の配布が漏れてしまった方から申告があれば、無料クーポン券等を配布してください。
20	再発行した場合、がん検診台帳に追加する必要がありますか。	対象者が追加されますので、台帳に記載願います。
21	クーポン券の再発行にあたっては、検診対象者の氏名、住所などを市の職員が手書きで交付してもよろしいでしょうか。	結構です。
22	クーポン券の配布前に死亡が確認された場合は、クーポン券等を配布しなくてもよろしいですか。	各市区町村で判断していただいて結構です。
23	検診手帳の交付と受診率の向上には、どう相互関係があると考えているのですか。	がん検診を受診しない理由は、がんに関する正しい知識の理解が浸透していないことが、一つの大きな要因となっていると考えています。このため、検診手帳により、がん検診の重要性やがんに関する正しい知識を理解いただくことにより、検診の受診行動を誘発することができると考えています。

〔検診手帳及び無料クーポン券〕

	Q	A
24	痔やポリープをもっている人達にとって、この検診は不適だが、その点について誰がどのようにアナウンスするのか。	検診手帳については、内容を加筆訂正いただいて差し支えないため、必要な事項については、追記してください。
25	HPVワクチンの内容については、必ず検診手帳等に追記する必要はありますか。	検診対象者の方に子宮頸がんの感染や予防など、子宮頸がんに関する正しい知識を持っていただく必要があるため、以下の章を検診手帳への追記又は別紙による配布等してください。 子宮頸がんは、ほとんどが、ヒトパピローマウイルス(HPV)というウイルスの感染によるものです。そして、ウイルス感染は、性交渉によっておこると考えられています。 しかし、このウイルスは、約7～8割の女性が感染経験を持つ、ありふれたもので、感染しても、発がんにつながる確率はごくわずかです。しかし、逆に、性行為を行うすべての女性で、子宮頸がんのリスクがあるとも言えます。 最近になって、HPVに対する予防ワクチンが使えるようになりました。ウイルスに感染する前の10代前半の女生徒に接種するのが一番ですが、ウイルスに感染していなければ、成人女性でも、有効とされています。 ただし、HPVには多くのタイプがあり、このワクチンも、すべてのウイルスに対して有効ではありません。それでも、ワクチンを3回接種することで、子宮頸がんのリスクは、3～5割まで下がると考えられています。 そして、ワクチンに加えて、がん検診を行えば、子宮頸がんを命を落とすことはまずなくなります。今や、子宮頸がんは防げる時代になりました。
26	大腸がん検診についてもクーポン券は全国共通様式で案が提示されるとのことですが、大きさの縮小及びバーコードや年齢など独自項目の追加は可能でしょうか。	クーポン券のデザインは国から示すものを基に作成してください。その上で、サイズの変更、バーコードの印刷、独自項目の追加、色の変更等、基のものからかけ離れない範囲であれば、変更をなさってください結構です。
27	検査キットを希望者に配布する際、クーポン券と引き替えに検診料を無料とする方法は可能でしょうか。(当市では、大腸がん検診委託料に検査キット代金が含まれているため、これまでの検診についても申請時に料金を徴収しているため)	クーポン券の回収方法については、各自治体で決めていただいて差し支えありませんが、検査キット配布時に回収した場合、その後の検査キット提出時や問診時に、受診者が無料対象者であることが判別できるようにする必要が生じてくると思いますのでご注意ください。
28	子宮頸がん、乳がん、大腸がんのそれぞれの検診の有効期限は統一する必要がありますか。	がん検診の種類によって有効期限を変えていただいても結構ですが、受診対象者や医療機関、自治体の職員等の中で混乱を招かないようご注意ください。
29	手帳はがんごとに分けて作成する必要があるでしょうか。また、2種以上のがん検診の対象となる方に対して、がんの種類毎に別発送してもよろしいでしょうか。、その分郵送費が増えても補助対象と認めていただけるのでしょうか。	手帳を、1冊にまとめるか、がんの種類別に分冊にするかは自治体のご判断で決めていただいて結構です。また、それぞれのがん検診について、別発送していただいても結構ですし、郵送回数が増えたとしても経費は補助対象とします。

〔検診手帳及び無料クーポン券〕

	Q	A
30	クーポン券の有効期間を、検査キットの配布期限で設定してよいですか。 (例)通常の大腸がん検診に合わせ、検査キット配布を2月10日までとし、採便後の提出期限を3月15日までとしたい。その場合、混乱を防ぐため、クーポン券の有効期間を2月10日としたい。	クーポンを受け取った対象者に、正確に期限が伝わる標記の仕方をしていただければよいです。
31	手帳は基本的には国から示されるひな型に従う必要があるのでしょうか。 市独自で、手帳に代わって大腸がん検診の受診啓発に関するチラシを同封するような方法も補助対象となるのでしょうか。	手帳のデザイン、色、文字寸、冊子の大きさは変更していただいて結構ですが、文章の内容やデータは国から示したものを踏まえて作成してください。自治体が完全に独自で作成した手帳や、手帳に代わるチラシなどお使いになる場合は、その作成経費は補助対象とはいたしません。
32	「乳がん」及び「子宮がん」における「無料クーポン」及び「検診手帳」については昨年度どおりの体裁・内容と考えてよろしいでしょうか。 仮に、昨年度どおりの体裁・内容とすれば、改めてのデータ提供はあるのでしょうか。 それとも「昨年度どおり」ということで、改めてのデータ提供は無いのでしょうか。	「乳がん」「子宮頸がん」の手帳とクーポン券については、現在平成23年度版の編集を進めているところですが、平成23年度は、22年度まで使用していた女性特有のがん検診推進事業の手帳及びクーポン券を引き続き使用していただいても結構です。

がん検診推進事業Q&A

〔検査キット〕

	Q	A
1	検査キットの送付は補助の要件となりますか。	検査キットを検診対象者全員に送付することは、補助の要件とはしていません。また、大腸がん検診の受診希望者に対しても、直接送付又は最寄りの医療機関へ受け取りにきていただくなど、検査キットの配布方法については、各市区町村の実情に応じ、効率的な方法で行って下さい。 なお、検診手帳及び無料クーポン券の送付は補助の要件となります。
2	検診対象者への検査キット送付を医療機関に委託することはできるか。	契約している検診実施機関に委託することは差し支えありません。
3	検査キットの規格は限定されますか。	限定はしません。
4	市区町村が検査キットを送付する場合、医療機関によって使用しているキットが異なる場合（一医療機関で2か所の検査機関をつかっているところもある）はどのようにすればよろしいか。	無料クーポン券を受け、受診を希望する検診対象者から受診希望の医療機関を確認し、その医療機関で使用している検査キットを送付することや最寄りの医療機関に検査キットを受け取りに行っていただく方法等、市町村の状況に応じて、効果的な方法を選択してください。
5	検体の提出も結果説明も医療機関に直接行くことが条件となりますか。結果を郵送することは認められないのですか。	結果を郵送することは可能です。ただし、要精検であれば、検診対象者に直接説明の上、速やかに精密検査を受けるよう促すため、対面での説明が望ましいと考えております。 なお、医療機関には、検査キット受取時や提出時など、いずれかのタイミングで、受診の上、検診項目である問診を受ける必要があります。
6	郵送での検査キットの回収は可能であるか。	がん検診実施指針にあるとおり、郵送回収は検体温度管理が困難であり、検査の精度が下がることから、原則として行わないものとしている。ただし、検査精度に影響がない方法（冬期限定等）であれば実施可能であると考えます。
7	希望の有無に関係無く、検査キットを全員に配付することは可能か。	検査キットの配布方法は、検診手帳及び無料クーポン券を検診対象者に送付した上で、大腸がん検診の受診希望者に検査キットを送付することを標準的な方法とします。ただし、経済性の観点からまとめて送付する方が効率的である場合などについては、無料クーポン等と併せて検査キットを送付いただいて差し支えありません。
8	大腸がん検診のキットの配布方法について、原則として各市区町村ごとに統一することとありますが、集団検診では受診者希望者に郵送する方法、個別検診では医療機関によって使用しているキットが異なるため受診希望者に医療機関に出向いて取りに行ってもらう方法が便利な形となります。キットの配布方法を統一しなければならないのであれば、この事業の対象者については、集団検診か個別検診のどちらかに決めて実施しなければいけないのでしょうか。	市区町村毎にキットの配布方法を統一することを原則としたのは、配布する側、受け取る側の双方に混乱を来さないよう考慮したためです。しかし、キットを郵送する方が効率のよい集団検診と、どうしても一括送付がそぐわない個別検診の両方を実施する場合や、地域の実情によって一方の配布方法ではカバーしきれない場合については、郵送による配布と医療機関での受け取りによる配布を併用していただいて構いません。

がん検診推進事業Q&A

〔予算関係〕

	Q	A
1	補助対象経費の内訳はどうなっているのですか。	検診費用に係る自己負担及び市区町村負担分、無料クーポン券、検診手帳及び受診案内の印刷製本費、検診対象者への郵送費、賃金、実績報告書の作成費、検診機関等への振込手数料、事務機器借上げ料、消耗品、会議費、委託料、備品購入費等の本事業を行うために必要な経費が補助対象となります。
2	本事業の補助金は、地方交付税不交付団体においても補助されるということによろしいですか。	地方交付税不交付団体においても、補助対象となります。
3	繰越はできますか。	平成21年度は、補正予算として計上されましたので、繰越の対象事業としておりましたが、平成22年度予算からは、当初予算において、計上しておりますので、繰越の対象事業とはしていません。 このため、年度内に事業が完了するよう事業計画の策定をお願いします。
4	対象者特定や台帳整備のためのシステム改修費は補助対象となりますか。	システム改修費は補助対象外となります。
5	検診単価の基準はありますか。	検診単価については、現在、各市区町村が行っている検診機関との委託契約単価が補助対象になると考えています。 ただし、市区町村の保健センターなど直轄で検診を行う場合は、検診単価の内訳を示していただくこととなります。
6	地方公共団体職員の人件費は補助対象となりますか。	補助対象外となります。
7	任期付任用職員の給与は補助対象となりますか。	賃金職員は、補助対象となります。
8	賃金職員は、この事業に必要であれば何人でも、何日でも雇って良いですか。	必要であれば補助対象になります。ただし、当該事業とは別の用務を行っていたことが判明した場合には、当然、補助金の返還対象となります。
9	賃金職員を採用した場合、机・椅子の購入が必要になるのですが、購入代金は補助の対象になりますか。	補助対象外とします。
10	クーポン券対象者が未受診だった人に対し再度受診勧奨のための個別通知をした場合は、補助対象となりますか。	平成23年度の事業から補助対象とします。 なお、再度の受診勧奨にあわせて、未受診の理由を把握するよう努めてください。
11	コストダウンの手法の一つとして、検診手帳等の仕様を4色から1色に落として費用を削減したいと考えているが、見本どおりでないと補助対象とならないか。	ご提案いただいた、4色から1色など、事業内容を変更しない範囲において、コストダウンを図ることは差し支えありません。
12	クーポン券や検診手帳の印刷については、再発行を見込んで対象者数よりも多く印刷した場合は、補助対象になりますか。	補助対象として差し支えありません。 なお、余部については、過大な部数とならないようお願いいたします。
13	市区町村でクーポン券を印刷できるソフトを購入する場合、補助対象となりますか。	複数の印刷業者等から見積もりを徴収し、当該ソフトを購入した場合と比較の上、ソフトを購入した方が安価であれば、補助対象として差し支えありません。
14	クーポン券に個人情報に記載する必要があることから、印刷については、単に請け負いではなく、委託契約となるが、本事業の事務費において、委託料は補助対象となるか。また、クーポン券等の印刷、封入、発送作業を一括して委託しても、補助対象となりますか。	上記業務については、委託料として、補助対象となります。ただし、併せて賃金職員を雇用する場合は、業務の整理が必要です。補助金の目的外の業務を行っていたことが判明した場合は、補助金の返還対象となります。

〔予算関係〕

	Q	A
15	本市では、クーポン券等の印刷を業者委託するために、個人情報保護のため、データを暗号化する必要があるが、そのための経費についても補助対象となるか。	無料クーポン券は個人情報記載されることから、業者に印刷を発注する際に単なる請負ではなく、守秘義務を課した委託契約とするよう、「委託費」を対象経費としているところです。また、システム改修経費は補助対象外であるが、市区町村で印刷できるよう、市販のソフトを購入するための「備品購入費」についても補助対象としているところです。それらの経費と比較の上、最も安価であれば、データを暗号化した上での業者委託については、補助対象として差し支えありません。
16	検診を医師会等に委託している場合、委託料も検診費に含まれますか。	検診費として計上してください。なお、補助対象経費が算定できるよう、委託内容の詳細がわかるように書類の整理をお願いします。
17	子宮頸がん検診において、医師の判断により子宮体がんの検診も必要とされた場合は、補助対象とすることは可能ですか。	子宮頸がん検診、乳がん検診が補助対象事業となりますので、子宮体がん検診は補助対象外となります。
18	検診機関への支払方法は、口座への振込となるが、振込手数料は補助対象となりますか。	補助対象となります。
19	市区町村内に居住する外国人に対して、がん検診受診券及び検診手帳を外国語に翻訳した上で送付する場合の翻訳代は補助対象となりますか。	補助対象となります。
20	クーポン券が届かなかったり、紛失した場合の対応はどうするのですか。	再発行をお願いします。再発行についても補助対象となります。
21	市区町村の施策により、がん検診の自己負担が既に無料の場合、本事業に該当しないのですか。	がん検診の自己負担が既に無料である場合であっても、検診対象者に対し、検診手帳及び無料クーポン券を送付し、本事業を実施した場合は、補助の対象となります。
22	生活保護受給者は市区町村で自己負担金を免除しています。その人は補助の対象となりますか。	検診対象者に該当し、無料クーポン券でがん検診を受診した場合は、補助対象となります。
23	以前にがんが発見され、現在「治療中、経過観察中、手術を受けた場合」でも無料クーポンが送付された場合、補助対象として検診を受診してよいのですか。	既に該当するがん罹患し、治療中である場合は、検診を受ける必要はありませんが、仮にがん検診受診後に、受診したがんの治療中であることが明らかとなった場合であっても、補助金の返還とはいたしません。
24	国保加入者については、国保からの助成により、自己負担額を無料としている場合において、本事業で費用の対象となるのは、国保からの助成を除いたものとなりますか。それとも、国保からの助成の有無にかかわらず自己負担額と市町村負担額となるのですか。	健康増進法に基づく、市区町村が行うがん検診において、無料クーポン券によりがん検診を受診された場合は、補助対象となります。ただし、他の制度により助成がある場合は、寄附金その他収入として計上してください。
25	職場でがん検診を受診している人に対しては、補助対象となりますか。	職域で受診可能な方であっても、当該事業の対象者であって、無料クーポン券により、市区町村が行うがん検診を受診した場合は補助対象となります。 職域で既に受診したことが判明し、かつ、無料クーポン券により市区町村が行うがん検診を再度受診しようとしている場合は、医学的な観点から受診間隔は2年に1回が推奨されていることを明確にお知らせすることが必要です。
26	市区町村の検診を受けず、人間ドックを受けた場合、補助対象となりますか。	本事業は健康増進法に基づく市区町村が行うがん検診のうち、一定の年齢に達した方に対して行う事業ですので、個人で人間ドックを受診された場合は、補助対象外となります。 なお、市区町村事業として実施している場合は、補助対象となりますが、子宮がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診の費用を個別に算定できる場合に限りです。
27	当市では、隔年で検診を実施しているため、今年対象となっている年齢の人だけを対象にこの制度による検診を実施し、その分だけ補助を受けることは可能ですか。	本事業の対象となる方全員に、無料クーポン券、検診手帳及び受診案内の送付をお願いします。また受診間隔については、受診案内で明確に記載するような配慮をお願いします。

〔予算関係〕

	Q	A
28	職域でのがん検診受診者に対しても、市区町村が自己負担分を支払うのですか。	本事業は、健康増進法に基づき、市区町村が行うがん検診が対象となります。 職域でがん検診を受けられる環境にある方についても、市区町村が行うがん検診に無料クーポン券を持って受診された場合は、本事業の対象となりますが、職域でがん検診を受診された場合は、本事業の対象外となります。
29	検診対象者への償還払いを行う際の振込手数料は補助対象となりますか。	補助対象となります。
30	職場で検診を受けた方が、自己負担を既に支払っている場合、本人へは自己負担分の領収書で償還払いできますが、職場が負担した分はどのようにすればよろしいですか。	本事業は、健康増進法に基づき、市区町村が行うがん検診が対象となります。 職場で検診を受けた方については、職場負担分、自己負担分とも補助対象外となります。
31	以下のケースにおいて、Xさんが償還払いを請求すべき自治体(Xさんに償還払いを行うべき自治体)は、A市とB町のいずれでしょうか。 ①4月2日に、A市の住民であったXさんは、自己負担額を支払い、A市が実施する「乳がん検診」を受診。5月に隣のB市へ転居した。 ②Xさんは、6月にB市発行の「無料クーポン券」を受け取った。	ご質問の件については、既に支払った自己負担分の返還であるため、自己負担分を徴収したA市から返還していただくことになります。
32	市区町村が契約をしていない検診機関で、がん検診を受診した場合、国の指針に基づいた検診が可能であると市町村が確認し、個人から検診結果、クーポン券、領収書等を提出してもらえば、償還払は可能ですか。	本事業については、健康増進法に基づき、市区町村が行うがん検診を対象としているため、補助先も市区町村となっております。 このため、職域でのがん検診や個人が受診する人間ドックについては、市区町村の事業ではないことから補助対象外としています。 お問い合わせいただいた、償還払いについては、個人が受診する人間ドックと同様に市区町村の事業とは言えないと思いますので、補助対象外となります。
33	既に検診を受診された方に対しての償還払いについては、振込先等を確認する必要があることから、振込先等の記載様式、返信用の封筒が必要になるが、当該費用については、補助対象になりますか。	補助対象とします。ただし、償還払いについては、対象者に一時的に負担が生じることになりますので、対象者が受診される際に、年齢確認を行うことやがん検診台帳で確認するなど、本事業の対象であることを確認の上、なるべく窓口で自己負担が発生しないよう配慮をお願いします。
34	既に検診を受診された方に対しての自己負担分の償還払いについては、医療機関と市区町村のどちらから返還するのですか。	各市区町村によって、実施方法が様々かと思われますので、返還については、どちらからでも結構です。
35	(上記に引き続き)医療機関から返還する場合、事務手数料が必要となるが、補助対象となりますか。	事務手数料、振込手数料については、補助対象とします。ただし、第三者が見て適正な価格設定をお願いします。
36	検診機関に指定はありますか。また、人間ドック検診やメインとしての検診ではなく、他の検診を受けて、そのオプションとした場合はどうなりますか。	原則として、がん検診実施指針に基づき、がん検診が実施可能な機関と契約してください。 なお、健康増進法に基づく、市区町村が実施するがん検診であれば、人間ドック検診、オプション検診などの形態にとらわれず、補助対象となります。ただし、補助対象となるがん検診の費用を個別に算定できる場合に限りします。
37	妊婦健診での子宮頸がん検診と本事業での子宮頸がん検診では、どちらが優先されるのですか。	無料クーポン券により子宮頸がん検診を受診された場合は、補助対象となります。ただし、子宮頸がん検診の費用を個別に算定できる場合に限りします。
38	妊婦健診のような、事業開始前に受診した者への費用助成は、事務手続きが煩雑になること、また、少額の自己負担分を振込手数料を使って支払うのは無駄が多いと思いますので、補助金の対象は事業開始以降の受診者にしたい。	対象者に無料クーポン券が届いてからの検診が本事業の対象とすると、各市区町村において、無料クーポン券の送付時期が異なることから、送付が遅くなる程、対象者の不利益となりますので、無料クーポン券を送付する前に実施した、市区町村が行うがん検診についても、本事業の対象とします。

〔予算関係〕

	Q	A
39	乳がん検診ではマンモグラフィを実施すべきと認識していますが、離島など検診車の手配等が難しい地域においては、対象者を限定した上で、本土でマンモグラフィ検診を受けられるよう、交通費についても支給した場合、補助対象となりますか。	交通費は補助対象外となります。
40	乳がん検診として、乳房超音波検査を行った場合の検診費用は、補助対象となりますか。また、子宮頸がん検診として、HPV検査を行った場合の費用は、補助対象となりますか。	いずれも補助対象外となります。補助対象となる検査方法は、がん検診実施指針に含まれた検査項目により検診を行った場合です。
41	子宮がん検診については、コルポスコープ検査まで費用補助はありますか。必要であれば全員実施しても補助対象となりますか。	がん検診実施指針に含まれた検査項目により検診を行った場合については、補助対象となります。
42	乳がん検診については、視触診のみの場合も費用補助はありますか。超音波検査も補助対象となりますか。	がん検診実施指針に含まれた検診項目により検診を行った場合については、補助対象となります。
43	頭尾方向撮影の補助対象は、指針どおり40歳と45歳のみか。50歳と55歳と60歳については、撮影しても対象外ですか。	がん検診実施上の留意事項において、内外斜位方向撮影を補完する方法として、50歳以上の対象者にも頭尾方向撮影を追加することは差し支えないものとする。とされていることから、40歳と45歳以外の対象年齢の方への頭尾方向撮影については、一律に補助対象外とすることはありません。
44	健康増進法の補助金では課税状況によって補助基準額に差があります。本事業の補助金も対象者の課税状況によって分けることとなりますか。	本事業では、対象者の課税状況については考慮しません。
45	検診手帳の配付について、年齢対象者以外の希望者には配付できないのですか。また、配付した場合は補助金の対象となりますか。(狭い地域の中では不公平感があるため。)	補助対象となりませんが、検診手帳を対象者以外の希望者に配布することは差し支えありません。
46	クーポン券を発出するまでの間、対象者の方に本制度を事前に周知したいと考えておりますが、その費用についても、補助金の対象となりますか。	補助対象外となります。がん検診に係る費用については、地方交付税で措置されていますので、そちらをご活用ください。
47	クーポン券等の配布に併せて、問診票も送付したいと思っておりますが、本事業により、対象者が増加した分については、問診票の印刷代も補助対象として差し支えありませんか。	問診票の印刷は補助対象外となります。補助対象となる範囲は、無料クーポン券、検診手帳及び受診案内の印刷、配布、検診費等が対象となります。無料クーポン券を配布する際に問診票等を同封することは差し支えありません。
48	医師会等が検診機関を代表して、市区町村と契約した場合、その医師会等が事務処理費用として手数料を徴した場合、手数料は補助対象となりますか。	補助対象として差し支えありません
49	クーポン券の配布前に既にかん検診を受診していたが、配布時に死亡が確認された場合、自己負担金については、遺族が申請してもよろしいか。	各市区町村で判断いただいて結構です。なお、申請があった場合は、補助対象とします。
50	大腸がん検診を医師会に委託して実施しますが、検査キットの送料を委託料に含めた場合、補助対象となりますか。	補助対象とします。
51	大腸がん検診キットを配布しても、検体を提出しない場合、容器代はどうなりますか。未使用になる検査キット代も事業費として認められるのでしょうか。	未使用となった検査キット代も補助対象とします。
52	4月1日以降クーポン券発送までに検診を受診した場合も補助対象となりますか。	施行日を平成23年4月1日といたしますので、補助対象になります。

〔予算関係〕

	Q	A
53	台帳作成基準日前に実施する検診の中に、対象者となる者がいる場合に補助の対象としてよいのか。また、補助対象となる場合、基準日前検診の際に負担金をとらなくてもよいでしょうか。	基準日前の受診であっても、今年度の無料受診対象者と判別が付けば、補助対象とし、検診の際に負担金をとらなくても結構ですが、基準日時点でその方が他の自治体の住民となった場合は、異動先の自治体では対象者として扱わないよう配慮していただくこととなります。
54	大腸がん検診事業について、計画で積算するために使用する標準単価を示す予定はありますか。	標準単価は示しません。
55	容器を紛失等した場合の再交付容器代は、本事業申請の対象となるか。	対象となります。
56	変更交付申請を行う機会がありますか。	本事業の交付要綱である「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」は現在本年度分を作成中であり、変更交付申請について平成24年1月末日まで受け付ける規程を載せる予定ですが、実施の可否や詳細な時期については今後の状況により決定し、お知らせします。
57	大腸がん検診推進事業について、採便キット送料も補助対象となりますか。	受診希望者へのキットの送料は補助対象です。また、採便後のキットを検診機関へ郵送によって回収する場合がありますら、その際の送料も補助対象とします。
58	未受診者への再勧奨や未受診理由を把握するための費用は、郵送料や作成委託料も含め補助対象なるのでしょうか。	補助対象とします。
59	手帳やクーポン券を、肝炎の個別勧奨と同時送付する場合は、郵送代や印刷費は各事業に按分でしょうか？	肝炎の個別勧奨と同時送付していただいて構いませんが、それに伴う郵送代、印刷費はがん・肝炎の一方の補助事業に片寄らないよう、実情に応じて按分してください。
60	再勧奨や未受診理由を把握するために使用する未受診者リスト作成のためのシステム改修については、補助対象ですか？	補助対象外とします。
61	大腸がんのクーポン券を送付した後、受診希望する者はどのような方法で把握するのか。また、希望者からハガキを送付してもらう方法を取ったとき、その郵送代を市の受取人 払いにした際も補助の対象になるのか。	受診希望者の把握については、ハガキを送付してもらう、電話してもらう等の方法が考えられますが、自治体毎に実情に応じて決めていただいて結構です。また、ハガキにより受診希望を募る場合、自治体で料金後納とした郵送代については補助対象とします。
62	未受診者の勧奨は往復はがきなどと記載されているが、昨今個人情報観点から、ハガキではなく、封書によって行っている分、ハガキよりも郵送料金がかかるが、これも補助対象として認めてもらえるか？	補助対象とします。
63	未受診者勧奨のポスター作成及び広告費用(新聞掲載や電車の中吊りや駅ポスター掲示)は補助対象か？	再勧奨は、未受診者に個別に受診勧奨を行うことですので、広く住民全体への周知となる広報は受診勧奨には含めず、補助対象外となります。

〔予算関係〕

	Q	A
64	再勧奨を行わない場合でも補助事業の対象となるか。	平成23年度の事業から未受診者への受診再勧奨(リコール)費用も補助対象としたところです。再勧奨をしなくても補助対象とはいたしますが、受診率向上を図るためにも、できる限り、対象者一人ひとりの受診に対する意識が高まるよう、努めていただければと思います。
65	事務効率の観点(臨時職員賃金等の削減等)から大腸がん検診の検査キットをクーポン券と同時に対象者全員に送付した場合、未検診者の検査キット費用についても補助対象となるのか。	補助対象とします。費用の面で有利になる等の理由から、検査キットをあらかじめ対象者全員に送付しても差し支えありません。
66	非常勤相談員の人件費は補助対象となるか。また、常勤相談員の超過勤務手当はどうか。任期付任用職員等を雇い上げた場合、雇用保険料等は補助対象となるか。	賃金職員として雇用した場合の賃金は補助対象とします。超過勤務手当等の手当は補助対象外とします。(詳細は感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の交付要綱によりお示しすることとなります。)
67	無料クーポン券を持参した人に、既存の大腸がん検診の受診票を使用し無料で実施するでは、だめか。大腸がん検診は住民健診と同時に実施のため、同一の受診票で住民健診と大腸がん検診を実施している。住民健診から切り離しをして、無料クーポン券で単独実施しなければ、対象とならないのか。	本事業の大腸がん検診を住民健診と同時に実施しても結構です。ただし、補助対象となる検診であることの裏付けとして、必ずクーポン券を用いてください。住民健診用の既存の受診票を使ったとしても、クーポン券を持参してもらった上で、大腸がん検診が本事業にかかるものであることの棲み分けができるようにしてください。
68	検診実施のための指針において、便潜血検査は免疫便潜血検査2日法により行うものとされているが、これを1日2個法で実施する場合、対象となるか。	「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)に定めるとおり、免疫便潜血検査2日法によるものとされていますので、この方法による検査のみ補助対象とします。
69	検便が一日分しか取れなかった場合であっても補助対象となるか。	「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)に基づいた方法で採便検査を行ってください。しかしながら、一日分の採便しか提出されなかった場合等については、それまでに掛かった経費(キット代、郵送代等)を補助対象とします。なお、この他にも採便検査についてのご質問がありましたら、がん対策推進室あてに個別にご相談ください。

がん検診推進事業Q&A

〔実施計画書、申請書、実績報告書〕

	Q	A
1	実施計画書を提出した後、どのような手続きが必要になりますか。	実施計画書を提出いただいた後、内容を審査の上、内示いたします。 内示後、交付要綱に基づき、交付申請書の提出をお願いします。
2	交付申請時の国庫補助額は千円未満端数切り捨てでよろしいでしょうか。この場合、検診費と地方事務費をそれぞれ切り捨てしてから合計するのか、合計してから切り捨てを行うのでしょうか。	検診費と地方事務費の合計額に補助率を乗して算出された金額から千円未満端数切り捨てした金額が補助額になります。
3	実績報告書の「対象者」欄には、いつ時点のどの人数を記載すればよろしいでしょうか。	実績報告書の「対象者」欄については、平成23年4月20日(基準日)時点で把握した対象者数を記載してください。
4	管内市区町村から県知事への報告は、いつまでに提出させるという決まりはありますか。	交付要綱上、6月末までに厚生労働省に提出いただくことになっておりますので、その提出期限に間に合うよう、各都道府県において、提出日を設定してください。
5	確定時期、返還時期について教えて下さい。	実績報告書の提出後、内容を審査の上、確定手続きを行うこととなりますが、返還がある場合は、確定後20日以内に返還いただくこととなりますので、各市区町村において返還のための予算措置状況を踏まえ、手続きを行う予定としております。

がん検診推進事業Q&A

【その他】

	Q	A
1	がん検診の対象者については、平成21年3月18日付厚生労働省健康局 総務課長通知「市町村がん検診事業の充実強化について」の文書中、「推計対象者数を用いた受診率の算出結果を参考に市町村がん検診の事業評価を適切に行うよう」との記載があるところですが、当市の対象者数は独自の調査方法により算出しておりましたが、今回の厚生労働省からの技術的助言に基づき、この推計対象者数を用いた受診率算出へと変更したいと考えております。しかし、出された推計対象者数は総数のみになっており、5歳刻み年齢別に把握することができないため、このままですと5歳刻み年齢別の受診率を出すことができません。地域保健・健康増進報告でも各がん検診の対象者数を5歳刻み年齢階級別に求めていますので、ぜひ5歳刻みの推計対象者 数を市町村が使用できるようにお願いしたい。	5歳刻み年齢別の「推計対象者数」の算出は予定していませんが、既にお示ししている算出方法を参考に、各市区町村において算出いただいて差し支えありません。既に独自に算出されている自治体もあると聞いています。 なお、「推計対象者数」は、平成20年3月に「がん検診事業の評価に関する委員会」においてとりまとめられた提案に基づき、市町村ごとの比較をするための受診率として算出したものであり、地域保健・健康増進報告において求められている対象者数ではありません。 (参考)「地域保健・健康増進事業報告作成要領(平成21年度分)」(厚生労働省大臣官房統計情報部) 問1 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について 報告書」(平成20年3月 がん検診事業の評価に関する委員会)の3. 2(2)①「市町村事業におけるがん検診の対象者について」に示された計算式により算出される対象者数と、本項目における「対象者」とは、どのような関係にあるのか。 答 当該報告書に示された計算式により算出される対象者数は、あくまでがん検診の受診率を比較・評価するために行う推計法として提案されたものであり、がん検診台帳等をもとに算出した本項目における対象者とは位置づけが異なるものである。
2	説明会は実施するのか。	説明会の実施予定はありません。